

県議会

「通年議会」を導入

5月から 都道府県初の試み

県議会の県議会・県政改革特別委員会は12日、現行年4回開いている定例会を「5月開会翌年3月閉会」の年一回とする「通年議会」を導入することを決めた。

議会の活動の拡充などが目的で、完全通年化が実現すれば、都道府県議会では2012年度中に導入予定の栃木県とともに全国初の試みとなる見通し。

【22面に関連記事】同特別委はこの日、通年議会の導入に伴う関係条例・規則の改正案を可決した。16日の最終本会議に提案する方針。

実施要綱などによると、本会議は開会後すぐに休会し、これまで定例会があった6月、9月、11月、翌年2月を「定例会」として再開、緊急時はその都度開く。招集権は知事にあるが、議長が必要に応じて再開するため裁量権が増す。一般質問は定例会に行う。

委員長試算では、会期日数が10年度の約1.5倍になる見込み。このため宿泊費を定額支給から実費支給に改めるなど経費の圧縮を図るほか、12日の特別委では、議員報酬を年間100万円程度減額する案も検討することを新たに申し合わせた。

導入をめぐっては、改革派と自民党、新生ながさきをつくる「連立会派」と共産党が賛成し、「会議に拘束され地域活動が制約される」などと懸念する自民党県民会議、公明党、無所属愛郷の会が反対。採決は可否同数となり、連立に所属する高比良二元・委員長が「可決」と判断した。

全国都道府県議会議長会によると、全国ではほかに三重、秋田両県が定例会を年2回、大阪府と神奈川県が年3回としている。市町村議会の完全通年化は複数例があり、県内では香岐市議会が今年1月から移行した。

(後藤敦)

県議会の県議会・県政改革特別委員会が12日、導入方針が決まった通年議会。高比良元・委員長が示したシミュレーションを基に、年4回開催の現行制度とどう変わるのかを探った。

通年議会へこう変わる県議会へ

これまでは、約1カ月程度の定例会を年4回開いていた。通年化しても365日ずっと会議をするわけではなく、本会議は必要に応じて開く。2010年度の会期日数(定例会と決算審査特別委、四つの特別委の合計)は125日だったのが、通年化で1.5倍の193日になると見込む。

中でも、参考人招致や陳情などの審査を充実するため、委員会審査の日数増加が目立つ。1会期につき3〜4日間だった常任委を、1定例月につき6日間に。特別委や決算審査特別委も同3日間ずつ増やす。

これにより、議員1人当たりの会議出席日数は少なくとも51日から70日へと増加する。議会運営委や視察に入ると、もっと多くなるという。

通年化のメリットとして「連立会派」は「議長の判断で本会議を開き、

「地域活動に制限」懸念も

突発的な事態でもすぐに民意を反映できる」「意見書案や決議案など時機に合った提出や議決が可能」など審議のスピードアップを挙げる。

災害時などの緊急時で、議会を招集する時間がない場合に知事が行う「専決処分」は原則廃止される。すべての予算を執行前に審議することで「チェック機能と政策提言機能を高める」という考えだ。これに対し県は「災害状況は刻々と変わる。柔軟に対応させてほしい」と配慮を求めている。

一方、反対派議員はほかに「議員の地域活動が制限される」「県職員の負担が増える」などのデメリットを訴えている。同一定例会で同じ議案を審議できない「一事不再議」については会議規則を改正し、違う定例会であれば審議できるようにする。